

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 20 号

瀬戸市危険物規制規則の一部を改正する規則

瀬戸市危険物規制規則（平成 19 年瀬戸市規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事故等の通報場所）</p> <p>第 12 条 <省略></p> <p><u>（危険物流出等の事故の原因調査）</u></p> <p>第 12 条の 2 市長は、<u>危険物が流出し、又は流出するおそれがある火災が発生するおそれのある事故が発生した場合は、法第 16 条の 3 の 2 第 1 項の規定による当該事故の原因の調査をするものとする。</u></p> <p>2 市長は、<u>法第 16 条の 3 の 2 第 2 項の規定により資料の提出を命じるときは、資料提出命令書を関係者（同項に規定する所有者、管理者又は占有者をいう。第 5 項において同じ。）に交付するものとする。この場合において、市長は、当該資料の所有権を放棄するか否かを記載した第 18 条に規定する資料提出書に当該資料を添付して提出させるものとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の規定により資料の提出があった場合において、提出者が当該資料の所有権を放棄するときは、提出資料受領書を提出者に交付するものとする。</u></p>	<p>（事故等の通報場所）</p> <p>第 12 条 <省略></p>

4 市長は、第2項の規定により資料の提出があった場合において、提出者が当該資料の所有権を放棄しないときは、提出資料保管書を提出者に交付するものとする。この場合において、市長は、当該資料の保管の必要がなくなったときは、提出者に当該資料を返還し、返還資料受領書を徴しなければならない。

5 市長は、法第16条の3の2第2項の規定により報告を求めるときは、報告徴収書を関係者に交付するものとする。

(消防庁長官への調査依頼)

第12条の3 市長は、前条第1項に規定する調査をする場合において、当該事故が社会的な影響が大きいものと認めるとき又は当該調査を十分に行うことができないと認めるときは、消防庁長官に対し、同項に規定する調査を求めるものとする。

(事故発生の届出)

第13条 関係者は、製造所等において、第12条の2第1項に規定する事故が発生した場合は、危険物製造所等事故発生届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第18条 関係者は、次の各号に掲げる場合には、資料提出書に資料を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

<省略>

賃貸借、運営委託等により、管理者又は占有者の地位を継承した場合又は継承した者の氏名若しくは住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があった場合(製造所等の位置、構造又は設備を変更する権限の移動がない場

(事故発生の届出)

第13条 関係者は、製造所等において、火災、爆発その他の災害又は危険物の漏えい、飛散若しくは流出の事故が発生した場合は、危険物事故発生届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

(資料の提出)

第18条 関係者は、次の各号に掲げる場合には、資料提出書に資料を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

<省略>

設置者が製造所等の運営管理を他の者に委託した場合又は運営管理を委任された者の氏名若しくは住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があった場合

合に限る。)

<省略>

<省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。